

令和6年1月29日

みやき町長 岡 毅 様

みやき町行政改革推進委員会
会長 吉田 友紀

みやき町行政改革大綱について（答申）

令和4年11月11日付け、み総第277号において貴職から諮問を受けました「みやき町行政改革大綱」について、当委員会において慎重に議論を重ねてまいりました。

当委員会の活発な議論と意見交換の結果、別紙のとおり「第二次 みやき町行政改革大綱」を取りまとめたので、答申いたします。

貴職におかれましては、答申内容について十分に留意していただき、「最小の経費で最大の効果を上げる」という地方自治運営の基本原則に基づき、強い覚悟をもって、速やかに行政改革を推進されるよう要望いたします。

なお、行政改革の実施状況については、年一回は当委員会に報告いただくようお願いいたします。

第二次

みやき町行政改革大綱

「将来にわたり持続可能なまちづくり」を実現するために

令和 6 年 1 月
佐賀県 みやき町

みやき町第二次行政改革大綱

目次

1	はじめに	1
2	みやき町の現状	3
	(1) 人口減少	3
	(2) 土地の状況	4
	(3) 財政状況	5
3	行政改革の基本方針	8
4	行政改革の重点施策	8
	(1) 行政サービスの改善と向上	8
	(2) 公共施設の適正管理	8
	(3) 行政組織の効率的な運営	9
	(4) 健全な財政運営の推進	9
5	行政改革の推進に向けた取組み	10
	(1) 総合計画との関連	10
	(2) 計画期間	10
6	推進体制	11
7	改善プロセス	11
	別紙 行政改革の重点施策に係る指標	12

1 はじめに

近年、みやき町（以下「本町」といいます。）を取り巻く環境は、劇的に変化しています。新型コロナウイルス感染症による社会経済への影響のほか、直近の課題である脱炭素社会の構築を含めた持続可能な開発目標（SDGs）への対応、社会保障費の急増が予想される2040年問題など、取り組まなければならない課題が山積しています。これらの社会経済情勢の大きな変化や問題に対し、より適切かつ柔軟に対応し、新しい時代を見据えた、持続可能なまちづくりを続けることが求められています。

本町は平成17(2005)年3月の合併後、厳しい財政状況からの脱却を目指し、行政改革の取り組みを行いました。合併自治体として取り組むべき施設の統廃合は進みませんでした。その後、交付税制度の改正やふるさと寄附金制度の開始により、合併当時の厳しい財政状況が好転したところです。平成24(2012)年度からは、人口減少に歯止めをかけるための、定住対策、子育て支援のまち宣言及び健幸長寿のまち宣言など他市町に先駆けた先進的施策を実施し、その効果により令和の時代になってからは人口が増加傾向になっています。しかし、この政策を実施するための事務事業の増大等により、職員数、予算規模とも大幅に増加しました。

令和の時代になってからの本町は、「定住促進」、「子育て支援」、「健幸長寿」の施策に引き続き取り組んでいるほか、「感染症対策」、「水害対策」など町民の安全安心を守る取組みに加え、「みやき健幸大学」、「高齢者のタクシー利用助成」、「移動販売による買い物支援」など町独自の取組みを行っています。

このため、町の財政は、歳出が歳入を大幅に上回る状況にあり、基金を取崩して歳出予算を補う状況が毎年続いており、令和4(2022)年度一般会計決算では約21億円、令和5(2023)年度一般会計当初予算では約23億円を基金から繰入れています。その大部分は「ふるさと寄附金基金」の取崩しによる繰入れですが、ふるさと寄附金は国のルール厳格化に伴い多額の獲得が難しくなり、年々減少しています。ふるさと寄附金基金の令和4(2022)年度末残高は、約46億円となっており、前年度末と比較すると、約8億円の減となっています。

今後も社会保障関係経費の伸びは避けられない状況であることに加え、近い将来に小中学校の建替えなどの大型の公共事業も控えており、本町の財政需要は増加の一途をたどることが見込まれます。

国は近年の感染症や災害対策により、多額の財政支出を行っております。その一方で、基礎的財政収支(プライマリーバランス)の黒字化を目指しており、「地方の歳出水準も国の一般歳出の取組みと基調を合わせる」とされています。

本町の財政状況は、ふるさと寄附金以外の自主財源の比率が低い状況となっており、国の方針に大きな影響を受ける自治体となっています。

このような状況の中、住民ニーズに的確に応えつつ、将来にわたり「持続するまち」であり続けるためには、すべての行政コストを検証したうえで、選択と集中による行政改革を着実に進め、収支改善対策に取り組み、町の財政力を強化する必要があります。

ふるさと寄附金基金充当実績額 (普通会計) (単位：千円)

	充当額	経費	
		臨時的経費	経常的経費
平成 27 年度	13,605	11,105	2,500
平成 28 年度	346,720	256,715	90,005
平成 29 年度	459,632	296,128	163,504
平成 30 年度	2,022,748	1,593,932	428,816
令和元年度	2,645,334	2,102,399	542,935
令和 2 年度	1,334,389	586,713	747,676
令和 3 年度	1,615,690	1,279,441	336,249
令和 4 年度	1,614,748	1,280,184	334,564

[表 1] [資料：地方財政状況調査]

※平成 20 年度から基金積立開始

※平成 27 年度から基金からの充当開始

※基金積立金は含まない

2 みやき町の現状

(1)人口減少

本町の人口は、平成 27(2015)年(国勢調査の 25,278 人から令和 2(2020)年国勢調査では、25,511 人と、233 人の増となりました。この結果を受け、独自の推計を行った第三次みやき町総合計画では、令和 12(2030)年に 24,721 人、令和 22(2040)年には 23,588 人となり、人口が約 2,000 人(7.5%)減少するという推計結果が出ています。本町の人口減少は平成 24(2012)年度以降の定住総合対策の効果により一定の歯止めがかかりましたが、今後は人口減少の局面に転ずることが見込まれています。

年齢構成では、15 歳から 64 歳の生産年齢人口が令和 2(2020)年の 13,258 人(52.0%)から令和 22(2040)年には 11,889 人(50.4%)と人数・構成比とも減少、65 歳以上の高齢者人口が令和 2(2020)年の 8,842 人(34.7%)が令和 22(2040)年には 8,620 人(36.5%)と高齢者人口は減少するものの、町全体の人口が減少するため、高齢化率の伸びが続くと見込まれます。

生産年齢層の流出は、町の活力低下に直結するため、費用対効果を十分に見極めながら、子育て支援対策と共に、本町の誇る資源や魅力を精査し、魅力ある豊かな暮らしを創出できる定住促進施策に取り組んでいくことが重要です。

第三次みやき町総合計画策定時の人口推計(単位:人)

年 区分	H27 (2015)	R2 (2020)	R7 (2025)	R12 (2030)	R17 (2035)	R22 (2040)	R27 (2045)	R32 (2050)	R37 (2055)	R42 (2060)	R47 (2065)
人口推計	25,278	25,511	25,186	24,721	24,198	23,588	23,047	22,596	22,218	21,839	21,390
0～14 歳	2,998	3,337	3,440	3,258	3,006	3,079	3,159	3,195	3,224	3,253	3,259
15～64 歳	13,945	13,258	12,690	12,554	12,464	11,889	11,299	10,860	10,624	10,821	11,071
65 歳以上	8,335	8,842	9,056	8,910	8,727	8,620	8,589	8,542	8,370	7,765	7,060
(75 歳以上)	4,077	4,501	5,393	5,794	5,731	5,385	5,179	5,219	5,315	5,318	5,075

[表 2] [資料:第三次みやき町総合計画]

※本推計の基準年の令和 2(2020)年国勢調査における年齢不詳分について、補正係数を算出し、各歳別の人口に乘じ、年齢不詳分を按分したうえで、将来推計を行っている。よって、世代区分別の数値と合計は一致しない部分がある。

(2)土地の状況 本町の面積は 51.92k㎡ で、南北約 15.2km、東西約 8.3km と、北部の山林から南部の筑後川沿いの平野まで、南北に細長い地形となっており、人口密度は、491.4 人/k㎡ (令和 2 年国調人口 25,511 人/ 51.92k㎡) と佐賀県内では多いほうから 6 番目となっています。

本町の土地利用は、定住対策事業の実施により、宅地が増加傾向になり、田、畑が減少傾向になっていますが、宅地開発は偏った地区に集中し、それ以外の地区は、小規模な集落が点在しており、町内を南北に走る道路の整備や公共下水道事業などの公共インフラの整備促進と合わせて、交通弱者の移動手段の確保等が課題となっています。



[図 1] [資料：国土数値情報ダウンロードサイト土地利用細分]

(3)財政状況

①歳入

令和 4(2022)年度の普通会計（主に一般会計、グリーンパーク推進整備事業基金特別会計及びふるさと寄附金基金特別会計を純計したもの）の歳入決算額は約 209 億円です。

歳入の内訳は、町税、基金からの繰入金、ふるさと寄附金などの自主財源が約 5 割、地方交付税や国からの補助金などの依存財源が約 5 割となっています。

自主財源のうち町税（28.6 億円、歳入全体の 13.7%）は、個人町民税がここ数年微増、法人町民税、固定資産税は横ばいで推移しています。繰入金（38.7 億円、歳入全体の 18.5%）には、ふるさと寄附金基金か

らの繰入金 31.3 億円を含んでいます。なお、自主財源から、ふるさと寄附金（約 22 億円）を減額すると自主財源比率は約 4 割となります。

依存財源の 4 割を占める地方交付税（42.5 億円、歳入全体の 20.3%）は合併特例債等の公債費の償還に対する措置の伸びにより増加していますが、今後は合併特例債等の償還が進むことによる減が見込まれます。

ふるさと寄附金については、平成 30(2018)年度に 168.3 億円を歳入しましたが、制度改正の影響により、令和 3(2021)年度は 27.9 億円、令和 4(2022)年度は 22.3 億円と減少傾向にあります。ふるさと納税の制度を十分に研究し、適正に運用することが必要です。

②歳出

令和 4(2022)年度の普通会計の歳出決算額は約 201 億円で、扶助費（約 28.5 億円、14.2%）、人件費（約 21.5 億円、10.7%）及び公債費（16.7 億円、8.3%）の義務的経費が 66.8 億円と歳出の約 33.3%を占めています。

人件費について 10 年前と比較すると、平成 24(2012)年度は職員 215 人で約 18.7 億円、令和 4(2022)年度は職員 253 人で 21.5 億円と、2.8 億円、14.5%の増

令和 4 年度歳入決算額（単位：千円）

自主財源	10,593,845	50.6%
繰入金	3,871,409	18.5%
町税	2,864,205	13.7%
寄附金	2,250,135	10.8%
諸収入	400,455	1.9%
使用料	278,876	1.3%
分担金・負担金	170,436	0.8%
その他	758,329	3.6%
依存財源	10,327,166	49.4%
地方交付税	4,247,744	20.3%
国庫支出金	3,129,761	15.0%
県支出金	1,131,772	5.4%
地方債	1,000,124	4.8%
その他	817,765	3.9%
歳入計	20,921,011	100.0%

[表 3] [資料：令和 4 年度地方財政状況調査]

となっています。また扶助費については、子育て支援給付費や障害福祉費及び物価高騰対策などの実施により年々増加傾向にあります。

公債費については、合併特例債の償還はピークを過ぎましたが、市村清記念メディカルコミュニティセンターや町営住宅等の大規模事業の償還が続くため、引き続き歳出の大きな部分を占めると考えられます。

本町は、合併前に3旧町にあった施設等を引き続き維持しており、老朽化が進んでいる施設が多くあります。今後、施設の維持補修費（物件費）や大規模改修による投資的経費が町財政に大きな影響を与えることが予想されており、施設の整理統合や効率的な長寿命化対策等が求められます

③財政構造

令和4(2022)年度決算における財政指標のうち、地方公共団体の財政力を示す財政力指数（1に近づくほど財政力が高いと言われる）はここ10年間0.4台で推移しています。財政構造の弾力性を測定する経常収支比率（この比率が75%を超えないことが望ましいとされている。）は、近年90%台と高い水準で推移しています。町の借入金の元利償還金等の標準財政規模に対する比率を表す実質公債費比率（一般的には18%を超えたら警戒ライン）は10%前後で推移しています。

本町が将来にわたり持続する町であり続けるために、町にある資源を最大限有効に活用し、自主財源の確保、行財政の合理化、効率化等による財政構造の改善を推し進める必要があります。

令和4年度性質別歳出決算額（単位：千円）

区 分	決算額	構成比
義務的経費	6,679,487	33.3%
人件費	2,152,065	10.7%
扶助費	2,853,529	14.2%
公債費	1,673,893	8.3%
投資的経費	2,858,439	14.2%
その他の経費	10,542,962	52.5%
㍻物件費	3,727,901	18.6%
㍻補助費等	1,813,053	9.0%
㍻積立金	3,188,668	15.9%
㍻貸付金	25,000	0.1%
㍻繰出金	1,676,591	8.3%
歳出合計	20,080,888	100.0%

[表4] [資料：令和4年度地方財政状況調査]

主要財政指標の推移

項目	年度	H19	H24	H29	R4
		(2007年)	(2012年)	(2017年)	(2022年)
財政力指数		0.544	0.473	0.445	0.414
経常収支比率		96.4%	86.2%	92.7%	95.6%
公債費負担比率		15.3%	13.8%	15.4%	14.6%
実質公債費比率(3カ年平均)		16.7%	13.0%	11.6%	9.6%
基金現在高(千円)		2,096,333	4,937,314	10,948,883	12,049,033
財政調整基金		516,663	1,472,862	1,765,703	2,038,098
減債基金		475,382	1,984,549	2,370,304	1,884,901
その他特定目的基金		1,104,288	1,479,903	6,812,876	8,126,034
地方債現在高(千円)		10,432,402	12,051,887	17,381,972	15,839,859
債務負担行為(未済)(千円)		3,411,665	2,744,736	2,881,184	3,090,127
標準財政規模(臨財債含)(千円)		6,397,604	6,941,107	7,179,194	7,785,374
市町村税徴収率(現年課税分)		97.6%	98.0%	99.0%	99.2%

[表5] [資料：令和4年度地方財政状況調査]

財政力指数 交付税算定の基準財政収入額を基準財政需要額で割った数値の過去3ヶ年の平均値。「1」に近くあるいは「1」を超えるほど財政力が強いとされる

経常収支比率 財政構造の弾力性を測定する比率として使われている指標。この比率が低いほど新たな行政需要に弾力的に対応できることになり、財政構造に弾力性があることになる。この比率が75%を超えないことが望ましいとされている。

公債費負担比率 公債費に使われた一般財源の一般財源総額に対する割合。この率が高いほど財政運営の硬直性の高まりを示す。15%が警戒ライン、20%が危険ライン。

実質公債費比率 地方債の元利償還金や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額から、これに充当された一般財源のうち普通交付税の算定において基準財政需要額に算入されたものを除いたものが標準財政規模(基準財政需要額に算定された公債費等を除く)に対し、どの程度の割合になっているかを見るもの。18%を超えると地方債の発行が許可制になる。

債務負担行為 予算は単一年度で完結するのが原則だが、1つの事業や事務が単年度で終了せずに後の年度においても「負担=支出」をしなければならない場合に、あらかじめ後の年度の債務を約束することを予算で決めておくもの。

標準財政規模 地方公共団体の一般財源の標準規模を示す額

3 行政改革の基本方針

行政運営の基本は、「住民の生活を守り、安全で住みやすい町にしていき、将来にわたり持続可能なまちにしていくこと」が大きな目的で、それを実現するために行政改革を行うものだと考えます。

行政改革は「最小の経費で最大の効果を挙げる」ことであり、限られた財源の中で、優先すべき施策には財源や職員を重点的に配分するなど、より効果的で効率的な行政運営の実現に向け、すべての施策について見直しを行う必要があります。

行政改革の成果は、町の組織の効率化や減量化、歳出の削減だけではなく、町民の皆さんに「いい町になった。この町に住んでよかった。」と実感していただけることです。既存の制度や従来からの発想にとらわれることなく、創意工夫の中で、全庁一丸となり、行政改革に取り組んでまいります。

4 行政改革の重点施策

基本方針に基づいて行政改革を進めるための具体的な指標として、次に掲げる重点項目を実施し、効率的で効果的な行政運営を着実に実行していきます。

1. 行政サービスの改善と向上

高度化・多様化する住民ニーズに的確に対応するため、「行政がすべきこと」、「行政と住民が一緒にすべきこと」、「住民にお願いすること」を区分した上で、選択と集中による行政サービスの改善と向上に取り組みます。

(1)協働の取組み 行政と住民、NPO 団体、事業者等の多様な主体と協働で、高度化・多様化する住民ニーズに対応したまちづくりを進めていきます。

(2)事務事業の改善 事務事業が適正であるか、「必要性・効率性・有効性・費用対効果」の観点から評価を行い、廃止・維持・拡充等の方針を定め、行政サービスの改善と向上に取り組みます。

(3)自治体 DX の推進 町全体で DX を推進し、住民の利便性を向上させるとともに、あらゆる分野の取組みにおけるデジタル化を推進し、新たな価値の創出につなげていきます。

2. 公共施設の適正管理

町民と課題を共有して公共施設の見直しを進めていきます。また、効率的な

管理・運営と遊休地・未利用財産の有効活用による歳入の確保を進めていきます。

- (1)公共施設の効率的な管理運営 長期的な視点で、更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行うため、公共施設等総合管理計画を推進するとともに、指定管理者制度等による民間ノウハウを活用して、効率的な管理・運営を行います。
- (2)財産の適正管理・有効活用 歳入を確保するため、遊休地・未利用財産の売却、貸付けを計画的に進めます。

3. 行政組織の効率的な運営

行政組織は、町民への行政サービスに直接影響するものであり、社会情勢の変化に伴い高度化・多様化する住民ニーズに的確に対応するため、効率的な行政組織の構築、職員の資質の向上及び業務の効率化に取り組みます。

- (1)効率的な行政組織 行政組織の改編、事務事業の見直し、民間活力の導入、業務効率化等を推進し、社会情勢の変化に柔軟に対応します。
- (2)職員の能力と意欲の向上 業績評価と能力評価による人事評価の結果により、個性と能力が十分に発揮できる職員配置を行うとともに、キャリア形成の研修参加を奨励し、職員の能力向上を図ります。
- (3)業務の効率化 デジタルツール導入等、自治体 DX の推進による業務効率化を図り、個々の町民に寄り添ったサービスに注力し、地域の諸課題を解決します。

4. 健全な財政運営の推進

産業振興の推進や町税、その他使用料等の適正な賦課徴収による自主財源の確保を図るとともに、事業の目的や役割、目標、効果、類似事業の統合等を検討・検証した上で、事業の合理化や経費の節減を図ります。

- (1)自主財源の確保 町税、使用料等の公正な賦課徴収を行い、収納率向上に努めるとともに、企業誘致やふるさと納税の推進等による収入確保に努めます。
- (2)歳出削減 「最小の経費で最大の効果を上げる」という基本原則のもと、無駄な支出がないか常に検証しながら、選択と集中による効果的な予算執行を行います。
- (3)中長期的な財政計画による運営 毎年、中長期財政推計を行い、各種財政指標に数値目標を設定して、安定した財政運営を行います。

5 行政改革の推進に向けた取組み

(1) 総合計画との関連

第三次みやき町総合計画の実行計画 7：計画推進のために(1)総合行政の項では、基本施策 1：健全な財政運営の推進として
「事業目的や役割、目標、効果、類似事業の統合等を検討・検証した上で、スクラップ・アンド・ビルドを実施し、事業の合理化や経費の節減を図る。」
「産業振興の推進や町税、その他使用料等の適正な賦課徴収による自主財源の確保を図る。」


基本施策 4：効率的な行政運営の推進では、
「職員に質の高い研修を受講させ、多様なニーズに応えられる職員を育成し、人事評価制度を適正に運用することにより、向上心及び責任感を持って業務に取り組む等、職員の意識の向上を図る。」

「複雑・多様化する住民ニーズに対応するため、広域的処理が可能な事務事業について関係自治体との連携を図り、効率化に努める。」

以上の項目が掲げられており、総合計画の施策を実現するための取組みとして、行政改革の推進を行うこととしています。

(2) 計画期間

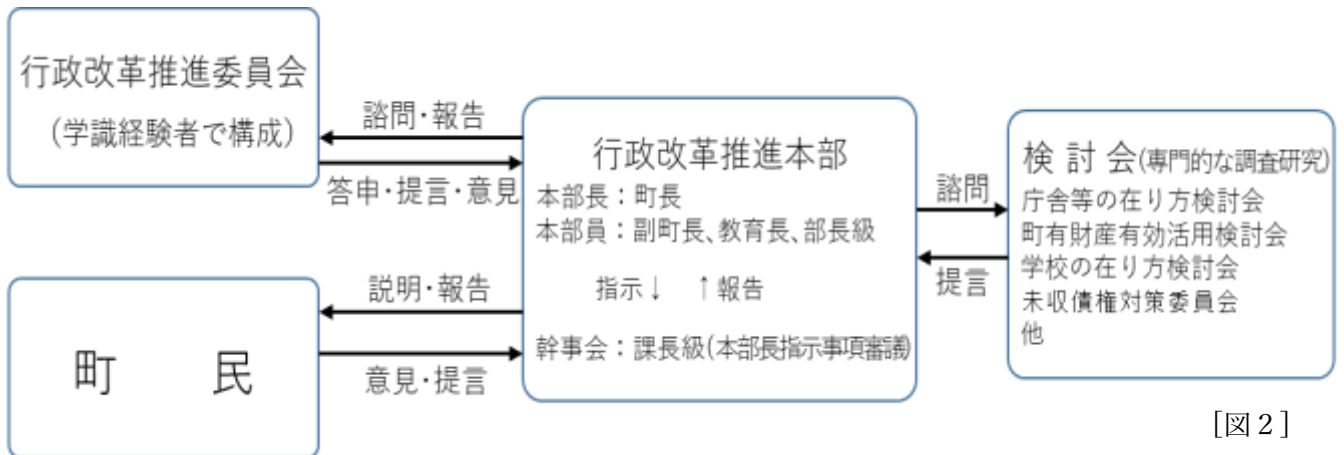
第二次みやき町行政改革大綱の計画期間は令和 5 (2023)年度から令和 8(2026)年度の 4 年間とします。第二次行政改革大綱を令和 5(2023)年度中に策定し、その後 3 年間で実行に移すという計画です。

	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)
第三次 総合計画	前期 <input type="checkbox"/> 見直し			中期 <input type="checkbox"/> 見直し				後期 <input type="checkbox"/> 総括			
第二次 行政改革 大綱		第二次行政改革大綱									
			指標の進捗報告 見直し								
D X 推進 計画		DX 推進計画 									

[表 6]

6 推進体制

町長を本部長とする、みやき町行政改革推進本部が中心となり、全庁体制で取り組みます。本町が「持続するまち」であり続けるためには、行政改革が必須であることを職員はもちろん、住民の方にも認識していただき、全町一丸となって行政改革を推進します。



[図2]

7 改善プロセス

- 分析** ・「必要性」、「効率性」、「有効性」の観点から、町が行っている事業を自己点検し、事業・組織の課題を見出します。
- 共有** ・現状と課題を可視化します。
・町民、関係者への説明責任を果たし、改善の必要性を共有します。
- 立案** ・固定観念、先入観にとらわれることなく、庁内の横断的な連携によって、具体的な改善策・解決方法を目指します。
・町民、関係者との合意形成を図ります。
- 実行** ・事業改善と施設見直しにより効果的なサービスを提供し、かつ効率的な行政運営を図ります。
・町民、行政区、NPO 法人、企業等との協働により、地域が抱える諸課題の解決に取り組みます。

行政改革の重点施策に係る指標

項目	説明	設定する目標	基準値 ※R4(2022)年度	目標・方向性 ※R8(2026)年度
1. 行政サービスの改善と向上				
(1)協働の取組	行政と住民、NPO 団体、事業者等の多様な主体と協働で、高度化・多様化する住民ニーズに対応したまちづくりを進めていく。	①タウンミーティング開催回数 ②その他協働事業の数	①4回 ②12事業	①7回/年 ②20事業
(2)事務事業の改善	事務事業が適正であるか、「必要性・効率性・有効性」の観点から評価を行い、廃止・維持・拡充等の方針を定め、行政サービスの改善と向上に取り組む。	事務事業の数	366 事務事業	300 事務事業
(3)自治体 DX の推進	町全体で DX を推進し、住民の利便性を向上させるとともに、あらゆる分野の取組みにおけるデジタル化を推進し、新たな価値の創出につなげていく。	オンライン申請が可能な手続きの数	13 手続き	30 手続き
2. 公共施設の適正管理				
(1)公共施設の効率的な管理運営	公共施設の統廃合や長寿命化、更新等公共施設等の全庁的な見直しを行うとともに、指定管理者制度などによる民間ノウハウ活用して効率的な管理・運営を行う。	①庁舎の在り方 ②学校の在り方 ③指定管理者制度実施の施設の数	①3庁舎 ②4小学校、3中学校 ③2施設	①② 検討会により方針を決定する。 ③10施設
(2)財産の適正管理・有効活用	歳入を確保するため、遊休地・未利用財産の売却、貸付けを計画的に進めるとともに、公共施設等総合管理計画を計画的に推進する。	町が保有する遊休地・未利用地の面積	約 52,000 m ²	38,000 m ²

項目	説明	設定する目標	基準値 ※R4(2022)年度	目標・方向性 ※R8(2026)年度
3. 行政組織の効率的な運営				
(1)効率的な行政組織	行政組織の改編、事務事業の見直し、民間活力の導入、業務効率化などを推進し、組織改編、職員の適正配置により、社会情勢の変化に柔軟に対応する。	①部署の数 ②定数内職員数 ③定数外職員数	①26 部署 ②253 人 ③201 人	今後の事務事業の改善、自治体 DX の推進、公共施設の効率的な管理運営等の実施により、適正配置を目指す。
(2)職員の能力と意欲の向上	業績評価と能力評価による人事評価を実施し、個性と能力が十分に発揮できる配置を行うとともに、キャリア形成の研修参加を行い、職員の能力向上を図る。	職員 1 人当りの年間研修参加数	2.08 回/1 人、年	3.0 回/1 人、年
(3)業務の効率化	デジタルツール導入など、自治体 DX の推進による業務効率化を図り、個々の町民に寄り添ったサービスに注力し、地域の諸課題を解決する。	DX 事務事業の数 ※R5 年 3 月みやき町 DX 推進計画策定以降	0 事務事業	20 事務事業
4. 健全な財政運営の推進				
(1)自主財源の確保	町税、使用料等の公正な賦課徴収を行い、収納率向上に努めるとともに、ふるさと納税などの収入確保に努める。	自主財源比率 (寄附金を除く)	50.6% (39.8%)	53% (41%)
自主財源比率の目標は、町の施策・財政状況・社会情勢等を的確に反映した中長期財政推計に基づき、設定している。自主財源比率は、その年の事業の状況によって変動するため、中長期財政推計による財政状況により、目標数値の見直しを行うこととする。				
(2)歳出削減	「最小の経費で最大の効果を上げる」という基本原則のもと、無駄な支出がないか常に検証しながら、選択と集中による効果的な予算執行を行う。	標準財政規模に対する歳出充当一般財源の倍率	1.23 倍	1.0 倍
(3)中長期的な財政計画による運営	毎年、中長期財政推計を行い、各種財政指標に数値目標を設定して、安定した財政運営を目指す。	中長期財政計画	(別表参照)	町の施策・財政状況・社会情勢等を的確に反映した計画を策定、それに基づく財政運営を行う。